

学位論文題名

English Root Modals *Must and Have to*:
A Cognitive Linguistic Analysis

(英語の根源的法助動詞 *must* と *have to* : 認知言語学的分析)

学位論文内容の要旨

英語の法助動詞 *must* と準法助動詞 *have to* には、義務を表す根源的用法と、論理的必然性を表す認識的用法がある。本論文は、根源的用法の *must* と *have to* を取り上げ、その意味の違いを、認知言語学・語用論の道具立てを用いて詳細に記述・分析したものである。*Must* と *have to* について、前者は「話し手によって課された義務を表す」点で<主観的>であるのに対し、後者は「外部の事情によって課された義務を表す」点で<客観的>であるとされてきた。本論文は、この主観的／客観的という意味記述は *must* と *have to* の典型的な用法を捉えたものにすぎないことを幅広く実例を収集した上で明らかにし、各々の意味を、表現の意味とそれが前提とする理想化認知モデル(Idealized Cognitive Model)との合致度に基づく典型性の観点から説明することを目指したものである。さらに、現代英語に見られる *must* と *have to* の意味の違いはどこまで歴史的に遡れるのか、という問題についても、初期近代英語以降の実例を幅広く収集した上で観察、考察を加えている。

第1章では、本論文で扱う現象、問題の在り処が紹介され、論文全体の主張および構成が提示される。

第2章では、本論文の背景的知識として、モダリティ一般および英語の法助動詞についての研究史が簡潔に概観される。とりわけ、「力(force)」という概念を援用した「力動的(force dynamic)アプローチ」に基づいて英語の法助動詞の意味を分析した Sweetser (1990)、Talmy (2000)らの認知言語学的研究が紹介され、本論文もこうした一連の認知言語学的研究に連なることが述べられる。

第3章では、*must* と *have to* の代表的先行研究として Westney (1995)と Papafragou (1998, 2000)が批判的に検討され、*must* が表わす義務の種類や *must* と *have to* の違いを適切に説明できないことが指摘され、そうした問題を克服するには力動的アプローチが有効であることが主張される。力動的アプローチにおいて、義務は力であり、その力の源泉(imposer)は *must* においては話し手、*have to* においては話し手の外部とされ、力の性質として *must* の場合は抵抗不可能、*have to* の場合は抵抗可能で、*must* の力の方が強い、とされる。力動的アプローチによる説明が有効な事例として、本章では認識的用法の *must* と *have to* が疑問文において生じにくい理由が簡潔に考察される。本章末尾においては、力動的アプロ

一チにおいても説明され得ない例として、力の源泉が話し手の外部であるにもかかわらず *must* が用いられている事例、力の源泉が話し手であるにもかかわらず *have to* が用いられている事例が挙げられ、これらをも統一的に説明できる理論構築の必要性が説かれる。

第4章では、第3章末尾で指摘された問題の解決がはかられる。*Must* の意味を複数の素性に分解して、*must* の事例がその素性を多く満たせば満たすほど典型的であるとして典型性を捉えようとした先行研究に Coates (1983)がある。こうした素性に基づくアプローチではどうして特定の素性の束が一つの語彙項目（本論文の場合は *must*, *have to*）の意味を構成するのかが明らかではないという欠点がある。これに対して、本論文では *must*, *have to* の典型性をこれら語彙項目の意味と、義務に関する理想化認知モデルとの相互作用から説明しようとする。この章では、Searle (1969, 1979)および Pérez Hernández and Ruiz de Mendoza (2002)に基づき、著者は次のような義務に関する理想化認知モデルを設ける（Sは「話し手」、Yは「指令的発話行為を課される側」、Aは「行為」）。

- (i) a. Sは、YがAすることの実現を望む。
- b. Sは、YがAしなければSとY（またはいずれか一方）が不利益を被ることを知っている。
- c. Sは、SがYよりも優位にあることを知っている。

次に、著者は *must* の意味を「Sは、YにAさせるべく力行使する」と措定する。*Must* が(i)の理想化認知モデルがすべて満たされた状況で使用されるとき、義務を課するという行為が遂行され、義務の力の源泉が話し手である「主観的」な用法が *must* の典型であることが説明される。一方、*must* が(i)の理想化認知モデルから逸脱する状況で使用されると、非典型的な用法となる。(ib)が満たされず、SとY双方に利益がもたらされると話し手が考える状況で *must* が使われると、*must* は「勧誘」を表わすこととなる (e.g. *You must come and meet her.*)。さらに、(ia), (ib)が満たされていない状況で *must* が使われると、*must* は力の源泉が話し手の外部である「客観的」*must* となる。他方、*have to* の意味は「Sは、外部の要因がYにAさせる状況にあることを描写する」と措定される。*Must* が話し手が「力行使する」という遂行的性格を有するのに対し、*have to* では話し手が力の存在を「描写する」という点で両者は異なることになり、前者が過去形をもたないのに対し、後者が過去形 *had to* をもつことがここから説明される。*have to* は義務の存在を描写するのであり、義務を課すわけではないので、(i)の理想化認知モデルから逸脱した状況において使用され、義務の力の源泉が話し手の外部である「客観的」な用法が *have to* の典型であると説明される。一方、*have to* が(ia), (ib)を満たす状況で使用され、義務が描写されると、*have to* は主観性を帯びた非典型的な用法となる (e.g. *The movie is very exciting, so you have to see it.*)。

第5章では、初期近代英語(1501-1701年)、後期近代英語(1701-1900年)、現代英語(1901年以降)の時代別に収集した用例を基に、前章で規定された *must* と *have to* の典型性が使用頻度の点から裏付けられる。まず、*must* はいずれの時代においても「主観的」な典型用法が高頻度で使用されることが示される。次に、*have to* については初期および後期近

代英語における収集用例そのものが少なくはっきりした結論は得られなかったが、現代英語においては「客観的」な典型用法が高頻度で使用されることが示された。

また、義務を課される側(Y)についても調査され、初期近代英語から現代英語にかけての *must*、そして現代英語の *have to* において、Y は高頻度で文主語として言語化され、Y を文主語とする例の中でも特に一人称主語が Y になりやすいことが観察される。「義務を課す」という発話行為の観点からすると、二人称主語（聞き手）が Y になるのが典型的と予想されるが、著者が収集した用例からはそうになっていないことが示された。次に、*must*, *have to* とともに Y は典型的に動作主的であり、そのような例の使用頻度も高いことが観察される。

第6章では、本論文の主張が要約されるとともに、幼児による *must* と *have to* の意味の習得過程、命令文と *You must* 文との意味的相違、*may* と *be allowed to* などの分析に対する本論文の枠組みの適用可能性などが今後の研究課題として言及される。

学位論文審査の要旨

主 査 准教授 野 村 益 寛
副 査 教 授 高 橋 英 光
副 査 准教授 加 藤 重 広

学 位 論 文 題 名

English Root Modals *Must and Have to*: A Cognitive Linguistic Analysis

(英語の根源的法助動詞 *must* と *have to* : 認知言語学的分析)

平成21年5月8日(金)文学研究科教授会の承認のもと、上記3名をもって本論文の審査委員会を発足し、以下のように計5回の審査をおこなった。

- ・ 第1回審査委員会(平成21年5月8日)
論文のコピーを配付し、審査方針について議論し、今後の審査日程を調整した。
- ・ 第2回審査委員会(平成21年6月12日)
論文内容について検討し、口頭試問に向けて問題点の整理をした。
- ・ 第3回審査委員会(平成21年6月22日)
口頭試問において問題点・疑問点について質疑応答をおこなった後、学位授与の可否を判定した。
- ・ 第4回審査委員会(平成21年6月30日)
審査結果報告書(案)の検討と確認をおこなった。
- ・ 第5回審査委員会(平成21年7月6日)
審査結果報告書の確定をおこなった。

以下に本論文の評価を述べる。

本論文は著者がこれまで日本英語学会、日本認知言語学会、国際認知言語学会等、内外で発表してきた研究の集大成であり、英語の *must* と *have to* の意味論に関する最も包括的な研究の一つと位置づけられる。

義務を課す者が、*must* では<話し手>、*have to* では<外部の状況>であり、その意味で、*must* は<主観的>、*have to* は<客観的>であると従来考えられてきた。本論文の意義は、主観的/客観的という二項対立的にとらえられてきた *must* と *have to* の意味の違いを、典型性の問題と捉え直し、典型性が生じるメカニズムを表現の意味とそれが前提とす

る理想化認知モデルとの合致度から説明を試みたことにある。この立場からの典型性の研究として、*bachelor, lie* といった内容語についてはこれまでなされてきているが、*must, have to* のような機能語についての研究はほとんどなく、本論文は助動詞研究、文法研究に新機軸を打ち出していると言える。また、単に英語の *must* と *have to* の研究にとどまらず、「義務を課すとはどういうことか？」という語用論・発話行為論的に重要かつ困難な問題に迫ろうとするものであり、今後の応用可能性を秘めた、射程の広い研究となっている。

今後、命令文を含めた義務ないし指令的発話行為を表わす他の諸表現とのつながりはどうなっているか、英語史の上で現代英語にみられる *must* と *have to* の棲み分けがいつ頃、どのように成立したか、などについて研究を深める余地はある。しかしながら、近代英語から現代英語にかけて多くの用例を収集し、*must* と *have to* の意味・用法を文脈に則して綿密に考察し、統一的な理論的説明を与えたことの意義は大きいと認められる。

以上の審査結果から本審査委員会は一致して、本論文が博士（文学）の学位を授与されるにふさわしいものであるとの結論に達した。